

山梨県感染症対策連携協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定により組織する山梨県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）における協議を通じて、本県の感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制が整備され、もってその構成員の相互の連携の緊密化が図られるよう、連携協議会の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(協議事項等)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 法第10条第1項の規定により県が定める予防計画又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第3条の規定による改正後の法第10条第14項の規定により保健所設置市が定める予防計画（次項においてこれらの計画を「予防計画」という。）に関する事項
- (2) 法第16条第2項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合における当該感染症の発生の予防及びまん延を防止するために必要な対策の実施に関する事項
- (3) 第1号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第7条第1項の規定により県が定める行動計画その他感染症に関する計画に関する事項
- (4) 前号までに掲げるもののほか、感染症対策の推進及び感染症の予防、感染症の患者に対する医療等に関し必要な事項
- (5) その他構成員の相互の連携に必要な事項

2 連携協議会を構成する者（以下「構成員」という。）は、前項の協議により感染症の発生の予防及びまん延の防止のための連携協力体制を確認するとともに、次に掲げる事項を共有することにより、相互の連携の緊密化を図るものとする。

- (1) 予防計画の実施状況
- (2) 予防計画の実施に有用な情報
- (3) その他構成員の相互の連携に有用な情報

3 構成員は、法第10条の2第4項の規定により、連携協議会において協議が調った事項について、その協議の結果を尊重するものとする。

(構成員)

第3条 連携協議会は、保健所を設置する市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関その他の関係機関のうちから、感染症対策統轄官が依頼する委員をもって構成する。

2 構成員は、前項に規定する委員のほか、次条第5項に規定する者とする。

(会議)

第4条 連携協議会は、協議等する事項に応じ、感染症対策統轄官が委員の一部又は全部を招集する。

- 2 連携協議会に座長を置き、招集した委員のうちから感染症対策統轄官が座長を指名する。
- 3 座長は、会議を進行する。
- 4 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。
- 5 感染症対策統轄官は、関係者相互の連携のため必要があると認めるときは、委員以外の者に構成員として連携協議会への出席を求めることができる。
- 6 感染症対策統轄官は、協議事項に関する専門的な意見を聴く必要があると認めるときは、委員以外の者に連携協議会への出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 連携協議会の庶務は、感染症対策グループにおいて処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、感染症対策統轄官が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月8日から施行する。
- 2 山梨県感染症危機管理対策委員会設置要領は、この要綱の施行の日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年10月23日から施行する。